

後期高齢者医療制度

答 特例措置維持を要望



大瀬良 利之 議員

問 後期高齢者医療制度の保険料軽減の特例措置とはどのような内容か。

住民課長

①低所得者に対する均等割の7割軽減を9割軽減と8.5割軽減にする。

②所得割を5割軽減にする。

③元被扶養者の均等割5割軽減を9割軽減にする。

④軽減期間が2年限りのところを期限なしとするもの。

問 この特例措置が2017年から原則廃止の方向になるが当町への影響はどのようなのか。

課長 均等割の軽減措置を受けている約50%の方に影響が出る。

また所得割の軽減措置約12%の方に影響が出ると思われる。

問 特例措置の廃止は被保険者の生活にとつて多大な影響を及ぼすことが予想される。

全国の広域連合との共同で国に対して方針撤回を求めるべきである。町長の見解を求めらる。

町長 全国の広域連合が共同して昨年、国に対して現行制度を維持すること、また、やむなく見直す場合はきめ細やかな激変緩和措置を講ずることを趣旨とした要望書を取りまとめて国に対して要望活動を積極的に行っている。

問 後期高齢者医療制度は廃止しないと考えるが町の見解は。

住民課長 この制度は高齢者を社会全体で支えて、世代間の負担を明確にする制度である。現在、制度が十分定

着していると考えられることから、現行制度を基本として実施状況を踏まえ、必要な改善を行っていくのが適当と国の考えが示された。しかし、負担が大き

いことは認識している。そのような中で保険料軽減をはじめ特例措置も含めて、今後も広域連合と連携しつつ状況に応じた改善等を行っていきたい。

保険料と医療費の負担のしくみ

総医療費の総額から自己負担を除いた医療給付費のうち、約5割を公費（税金）で、約4割を後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で負担し、残りの1割を保険料等で負担します。

後期高齢者医療制度における医療費の負担構造

個人ごとの保険料の計算方法（平成28・29年度）

均等割額と所得割額の合計	56,085円	所得割額	11.17%
--------------	---------	------	--------

所得の低い方の軽減措置

軽減割合	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額*の合計額
9割	【33万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年収収入80万円以下（その他各種所得がない）】
8.5割	【33万円（基礎控除額）】以下
5割	【33万円（基礎控除額）+26.5万円×被保険者数】以下
2割	【33万円（基礎控除額）+48万円×被保険者数】以下

所得割額

所得割を負担する方のうち、総所得金額等が91万円以下の方については、5割軽減されます。

被扶養者であった方の軽減措置

被保険者の資格を得た日の前日に社会保険（協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など）の被扶養者だった方が対象となります。

均等割額 9割軽減 所得割額 負担なし

負担軽減のしくみ



黒川 悟 議員

防災、減災 今後の取組は

答 官民の強固な連携で 取り組む

問 今回の熊本地震で、我が町の庁舎、学校等、その他防災拠点、システムの被害、及び町営住宅や一般住宅の状況は。

総務課長 庁舎、学校等は被害がなく、防災拠点、システムについても、正常に運用できている。

人的被害の報告は受けていないが、住宅に関する罹災証明の申請が数件出ている。

問 被災地に対する支援状況は。

課長 支援物資を「うみハピネス」で受付し、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ搬送した。人的支援は、八代市に1名、熊本市に3名派遣をしている。

問 防災拠点の耐震状況は。

財産活用課長 平成27年度に、すべての耐震補強工事を完了している。

問 町の、業務継続計画（BCP）策定は。

総務課長 今後、大規模災害発生時における地方公共団体の手引きや、市町村の為の業務継続計画作成ガイドをもとに検討したい。

問 平成29年度より、地域コミュニティになるが、防災士を中心とし自主防災組織を結成しては。

課長 自主防災組織は現在6行政区、防災士取得者22名。今後、自主防災組織の設立に向け支援をしていきたい。

問 国土強靱化地域計画は、事前の防災・減災対策を総合的に支援するのがこの施策であると思うが、町の状況は。

課長 財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興のため、早急な作成が必要で、県の動向を注視し、調査検討したい。

問 今後の防災・減災の取組について。

町長 行政として役割等を果たし、さらに、公の力と民の力が連携できてこそ防災、減災に対する成果が期待できると思う。官民の強固な連携を図りながら、取り組みたい。



熊本地震における支援物資の受付